

官報

平成一十一年六月三十日

○第百四十五回 参議院會議録第三十二号

平成一十一年六月三十日(水曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第三十二号

平成一十一年六月三十日

正午開議

第一 輕水炉プロジェクトの実施のための資金
供与に關する日本国政府と朝鮮半島エネルギー
開発機構との間の協定の締結について承
認を求めるの件(衆議院送付)

第二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び
派遣労働者の就業条件の整備等に關する法律
等の一部を改正する法律案(第百四十三回國
会内閣提出、第百四十五回國會衆議院送付)

第三 職業安定法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、国家公務員等の任命に關する件
以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。
この際、国家公務員等の任命に關する件につい
てお諮りいたします。

内閣から、司法制度改革審議会委員に石井宏治
君、井上正仁君、北村敬子君、佐藤幸治君、高木
剛君、竹下守夫君、鳥居泰彦君、中坊公平君、藤
田耕三君、三浦知壽子君、水原敏博君、山本勝君

平成一十一年六月三十日 参議院會議録第三十二号 国家公務員等の任命に關する件

及び吉岡初子君を任命することについて、本院の
同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、石井宏治君及び山本勝君の任命について
採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否につい
て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十四

賛成

二百十

反対

二十四

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、井上正仁君の任命に
ついて採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否につい
て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。

賛成 二百三十二
反対 百九十七
よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、北村敬子君、佐藤幸
治君、高木剛君、中坊公平君及び吉岡初子君の任
命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否につい
て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十四

賛成

二百三十四

反対

〇

よって、全会一致をもって同意することに決し
ました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、竹下守夫君の任命に
ついて採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否につい
て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十五

賛成 二百三十四
反対 一
よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、鳥居泰彦君、藤田耕
三君及び水原敏博君の任命について採決をいたし
ます。

内閣申し出のとおり同意することの賛否につい
て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十五

賛成

二百十一

反対

二十四

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、三浦知壽子君の任命
について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否につい
て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十

賛成

百四十六

反対

八十四

平成十一年六月三十日 参議院会議録第三十二号

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交・防衛委員長河本英典君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔河本英典君登壇、拍手〕

○河本英典君 たいま議題となりました協定につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)が北朝鮮に対して加圧水型軽水炉二基から成る軽水炉プロジェクトの供与を行い、北朝鮮がKEDOに対して返済を行うという両者の合意に基づき、同軽水炉プロジェクト実施のための資金供与の枠組みを確立しようとするものでありまして、日本輸出入銀行または同銀行を承継する国際協力銀行がKEDOに対し一千百六十五億円までの円貨による貸し付けを行うこと、同貸付元本の返済は三年間の据置期間を含む二十年間の均等半年賦とすること、KEDOが銀行に支払う利子の総額は我が国政府がKEDOに贈与すること等について定めております。

委員会におきましては、資金拠出に対する我が国民の理解、貸付元本の償還の確保、北朝鮮がミサイルを再発射した場合の資金供与凍結等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本協定は全会一致を

もって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百三十三

反対

一

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十三回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

日程第三 職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。労働・社会政策委員長吉岡吉典君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉岡吉典君登壇、拍手〕

○吉岡吉典君 たいま議題となりました両法律案につきまして、労働・社会政策委員会における

審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案の内容につきましては、既に先月二十四日の本会議において趣旨説明が行われておりますので、簡潔に申し上げます。

まず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案は、労働者派遣事業を行うことができる業務の範囲を拡大するとともに、一定の業務を除き労働者派遣の役務の提供を受ける期間を一年に制限するほか、個人情報等に係る秘密の保持等派遣労働者の保護を拡充する措置を講ずるなど、所要の改正を行おうとするものであります。

本法律案に対し、衆議院においては、個人情報の管理の適正化、派遣先の雇用管理責任の強化、社会・労働保険への加入の促進、派遣期間の制限の実効性確保等に関しての修正が行われております。

次に、職業安定法等の一部を改正する法律案は、有料職業紹介事業の取り扱い職業の範囲を拡大するとともに、求職者の個人情報保護のための措置を講ずるなど、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案に、吉川春子君外一名発議に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案、職業安定法等の一部を改正する法律案の二法律案を加え、四案一括して議題とし、政府及び発議者に対して質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取したほか、労働者派遣事業所、有料職業紹介事業所及び公共職業安定所をそれぞれ訪問し、実情を視察するなど、慎重に審査を行いました。

委員会における質疑の主な内容は、派遣の対象業務拡大による功罪、派遣期間の制限に係る規定の解釈及び制限に反した場合における雇入れ勧告等の実効性、派遣がリストラ的手段として利用されることへの懸念、派遣労働者に適合した社

会・労働保険制度についての検討の必要性、派遣労働に係る紛争への対応策、有料職業紹介事業の規制緩和による弊害の可能性、NPOが職業紹介事業等を行うことのメリット、職業安定に係る行政体制の整備拡充の必要性等でありましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

衆議院送付の労働者派遣法等改正案及び職業安定法等改正案の両法律案について質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市田委員より反対、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、自由党及び参議院の会を代表して山本委員より賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百六

反対

二十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、職業安定法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 二百九
反対 二十六
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君
議員 弘友 和夫君
鶴保 庸介君
岩本 荘太郎君
福本 潤一君
岩瀬 良三君
山崎 力君
沢 たまき君
阿曾田 清君
水野 誠一君
高野 博師君

魚住 裕一郎君
世耕 弘成君
渡辺 孝男君
入澤 肇君
木村 仁君
山本 保君
大森 礼子君
亀井 郁夫君
加藤 修一君
松 あきら君

益田 洋介君 高橋 令則君 保坂 三蔵君 小山 孝雄君 川橋 幸子君 佐藤 泰介君
月原 茂晴君 奥村 展三君 阿部 正俊君 谷川 秀善君 興石 東君 寺崎 昭久君
曾川 健二君 海野 義孝君 仲道 俊哉君 日出 英輔君 今泉 昭君 萬科 満治君
但馬 久美君 山下 栄一君 森下 博之君 森田 次夫君 岡崎 トミ子君 笹野 貞子君
荒木 清寛君 平野 貞夫君 森山 裕君 山内 俊夫君 松田 岩夫君 山下 八洲夫君
戸田 邦司君 松岡 満壽男君 三浦 一水君 大野 つや子君 江田 五月君 千葉 景子君
堂本 暁子君 日笠 勝之君 中原 爽君 平田 耕一君 北澤 俊美君 角田 義一君
風間 昶君 木庭 健太郎君 林 芳正君 金田 勝年君 足立 良平君 本岡 昭次君
森本 晃司君 田村 秀昭君 塩崎 恭久君 鈴木 正孝君 久保 巨君 吉田 之久君
泉 信也君 椎名 素夫君 塩崎 恭久君 橋本 聖子君 西川 きよし君 小池 晃君
田名部 匡省君 浜田 卓二郎君 長谷川 道郎君 大島 慶久君 宮本 岳志君 福島 瑞穂君
統 訓弘君 浜四津 敏子君 畑 恵君 大島 慶久君 宮本 岳志君 島袋 宗康君
白浜 一良君 鶴岡 洋君 岡 利定君 太田 豊秋君 照屋 寛徳君 小泉 親司君
渡辺 秀央君 星野 朋市君 加藤 紀文君 矢野 哲朗君 小川 勝也君 大脇 雅子君
扇 千景君 脇 雅史君 山崎 正昭君 矢野 哲朗君 八田 ひろ子君 石井 一二君
山下 善彦君 北岡 秀二君 服部 三男雄君 片山 虎之助君 日下部 徳代子君 富樫 練三君
中島 眞人君 岸 宏一君 湯池 祥隆君 清水 嘉与子君 狩野 安君 谷本 巍君
久野 恒一君 齊藤 滋宣君 河本 英典君 清水 嘉与子君 野間 起君 大沢 辰美君
中川 義雄君 佐々木 知子君 南野 知恵子君 岩崎 純三君 村上 正邦君 阿部 幸代君
加納 時男君 岩城 光英君 岩崎 純三君 石井 道子君 竹山 裕君 清水 澄子君
阿南 一成君 市川 一朗君 野沢 太三君 鹿熊 安正君 木俣 佳文君 浅尾 慶一郎君 池田 幹幸君
岩永 浩美君 鈴木 政二君 石井 道子君 野沢 太三君 木俣 佳文君 浅尾 慶一郎君 池田 幹幸君
国井 正幸君 田浦 直君 岩崎 純三君 石井 道子君 木俣 佳文君 浅尾 慶一郎君 池田 幹幸君
田村 公平君 常田 亨祥君 内藤 正光君 櫻井 充君 郡司 彰君 山下 芳生君 吉川 春子君
山本 一太君 長峯 基君 木俣 佳文君 櫻井 充君 郡司 彰君 山下 芳生君 吉川 春子君
岩井 國臣君 上野 公成君 佐藤 雄平君 谷林 正昭君 小川 敏夫君 高嶋 良充君 松崎 俊久君
末広 まきこ君 釜本 邦彦君 海老原 義彦君 鎌田 要人君 田中 直紀君 成瀬 守重君 岡野 裕君
景山 俊太郎君 依田 智治君 佐藤 泰三君 須藤 良太郎君 若林 正俊君 石渡 清元君
依田 智治君 佐藤 泰三君 須藤 良太郎君 若林 正俊君 石渡 清元君 上杉 光弘君
上杉 光弘君 陣内 孝雄君 尾辻 秀久君 坂野 重信君 青木 幹雄君

川橋 幸子君 佐藤 泰介君
興石 東君 寺崎 昭久君
今泉 昭君 萬科 満治君
岡崎 トミ子君 笹野 貞子君
松田 岩夫君 山下 八洲夫君
江田 五月君 千葉 景子君
北澤 俊美君 角田 義一君
足立 良平君 本岡 昭次君
久保 巨君 吉田 之久君
西川 きよし君 小池 晃君
宮本 岳志君 福島 瑞穂君
海野 徹君 島袋 宗康君
照屋 寛徳君 小泉 親司君
小川 勝也君 大脇 雅子君
八田 ひろ子君 石井 一二君
日下部 徳代子君 富樫 練三君
円 より子君 谷本 巍君
井上 美代子君 大沢 辰美君
須藤 美也子君 阿部 幸代君
柳田 稔君 清水 澄子君
岩佐 恵美君 林 紀子君
西山 登紀子君 緒方 靖夫君
大淵 絹子君 竹村 泰子君
勝本 健司君 池田 幹幸君
笠井 亮君 吉川 春子君
山下 芳生君 湖上 貞雄君
山本 正和君 松前 達郎君
吉岡 吉典君 市田 忠義君
筆坂 秀世君 橋本 敦君
立木 洋君 梶原 敬義君

政府委員
内閣官房副長官
外務大臣
労働大臣
国務大臣

上杉 光弘君
甘利 明君
高村 正彦君

議長の報告事項

一昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任

海野 徹君

補欠

郡司 彰君

国民福祉委員

辞任

入澤 肇君

補欠

阿曾田 清君

農林水産委員

辞任

郡司 彰君

補欠

海野 徹君

入澤 肇君

経済・産業委員

辞任

加納 時男君

補欠

田村 公平君

国土・環境委員

辞任

田村 公平君

補欠

加納 時男君

議院運営委員

辞任

谷林 正昭君

補欠

高嶋 良充君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革・税制等に関する特別委員

辞任

木村 仁君

補欠

山下 善彦君

森田 次夫君

岡崎トミ子君

入澤 肇君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会閣法第七九号)
地方行政・警察委員会に付託

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

民間職業仲介事業所に関する条約(第百八十一号)の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一五号)

外交・防衛委員会に付託

昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任

山本 正和君

補欠

大淵 絹子君

法務委員

辞任

有馬 朗人君

補欠

長谷川道郎君

国会法第四十二

条第二項ただし

書の規定によるもの

国会法第四十二

条第三項の規定

によるもの

国民福祉委員

辞任

田 英夫君

補欠

高橋紀世子君

山崎 力君

労働・社会政策委員

辞任

阿曾田 清君

補欠

入澤 肇君

大淵 雅子君

山崎 力君

補欠

梶原 敬義君

高橋紀世子君

農林水産委員

辞任

海野 徹君

補欠

郡司 彰君

入澤 肇君

阿曾田 清君

経済・産業委員

辞任

田村 公平君

補欠

加納 時男君

交通・情報通信委員

辞任

梶原 敬義君

補欠

大淵 雅子君

国土・環境委員

辞任

加納 時男君

補欠

田村 公平君

山本 正和君

予算委員

辞任

長谷川道郎君

補欠

有馬 朗人君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革・税制等に関する特別委員

辞任

佐藤 昭郎君

補欠

齊藤 滋宣君

山下 善彦君

水島 裕君

佐藤 泰介君

岡崎トミ子君

益田 洋介君

加藤 修一君

渡辺 孝男君

松 あきら君

吉川 春子君

宮本 岳志君

高橋 令則君

入澤 肇君

同日議長は、次の内閣提出案を受領した。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律案(閣法第九四号)

同日議長は、次の報告書が提出された。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十三回国会閣法第一〇号)審査報告書

職業安定法等の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)審査報告書

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一四号)審査報告書

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

食料・農業・農村基本法案(閣法第六八号)

一、公聴会の問題 食料・農業・農村基本法案について

一、開会の日 平成十一年七月六日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成十一年六月二十九日

農林水産委員長 野間 起

参議院議長 斎藤 十朗殿

同日内閣から、左記の者を司法制度改革審議会委員に任命したので、司法制度改革審議会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

石井 宏治

井上 正仁

北村 敬子

佐藤 幸治

高木 剛

竹下 守夫

鳥居 泰彦

中坊 公平

藤田 耕三

三浦知壽子

水原 敏博

山本 勝

吉岡 初子

協力に関する法律第七條の規定に基づく東チモール国際平和協力業務実施計画の報告を受領した。

審査報告書

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年六月二十九日

外交・防衛委員長 河本 英典

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、「朝鮮半島エネルギー開発機構」(以下「KEDO」という)が北朝鮮に対して加圧水型軽水炉二基から成る軽水炉プロジェクト(以下「プロジェクト」という)の供与を行い、北朝鮮がKEDOに対してプロジェクトの軽水炉プラントについて返済を行うというKEDOと北朝鮮との間の合意に基づき、KEDOが実施するプロジェクトへの我が国からの資金供与の枠組みを確立することを目的とするものである。この協定の締結により、早期にプロジェクトの本格工事が開始され、KEDOの枠組みへの信頼性が高まるとともに、我が国の安全保障及び北東アジア地域の平和と安定に資することが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。
軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三條により送付する。

平成十一年六月三日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めの件

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定

日本国政府及び朝鮮半島エネルギー開発機構(以下「機構」という)は、

千九百九十四年十月二十一日にジュネーブで署名されたアメリカ合衆国と朝鮮民主主義人民共和国との間の合意された枠組みにいう、北朝鮮の核問題の全般的な解決という目的を再確認し、

千九百九十五年三月九日にニュー・ヨークで作成された朝鮮半島エネルギー開発機構の設立に関する協定第二條及び第三條に定めるところにより、機構の目的が北朝鮮における軽水炉プロジェクトの資金調達及び供与を行うことを含み、また、機構がその目的を達成するためのプロジェクトを賄うために機構の加盟国その他の国又は団体から資金を受領することができるところを想起し、

機構が北朝鮮に対して加圧水型軽水炉二基から成る軽水炉プロジェクト(以下「プロジェクト」という)の供与を行い、北朝鮮が機構に対してプロ

ジェクトの軽水炉プラントについて返済を行うという機構と北朝鮮との間の合意を想起し、日本国政府が、北東アジア地域の安全保障及び安定に直接関連するプロジェクトの成功を確保するために、プロジェクトにおいてその全体の計画の下で意味のある財政的役割を果たす意図を有することを確認し、

プロジェクトの実施のための資金供与の枠組みを確立することを希望して、

第一条

プロジェクトの実施のため、千六百六十五億円(二一六、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)の額までの円貨による貸付け(以下「貸付け」という)が、日本輸出入銀行又は同銀行を承継する国際協力銀行(以下「銀行」という)により機構に対し日本国の関係法令に従って行われることとなる。

第二条

貸付けは、銀行と機構との間で締結される貸付契約(以下「貸付契約」という)に基づいて行われることとなる。貸付契約に定められる貸付けの条件は、特に次の原則を含むこととなる。

(a) 銀行は、次の半年間に必要とする貸付けの支払の額が明示した支払の要請であつて機構が銀行に提出したかつ日本国政府に通報するものを考慮して、半年ごとに毎年一月十六日及び七月十六日に、支払の額を決定し及び送金する。ただし、銀行は、千九百九十九暦年において、これらの日以外の日に支払の額を決定し及び送金することができる。

貸付けの最後の支払の日は、二番目の軽水炉プラントの完成の日又は機構とプロジェクトの主たる契約者との間で締結される完成品受渡方式による契約(以下「契約」という)が効力を生ずる日から百三十三箇月後の日のうち、いずれか早い方の日とする。この(a)に定める貸付けの最後の支払の日以前に当該プラントが完成しない場合には、機構及び銀行

は、貸付けの追加的な支払の必要性を検討するために協議を行い、とるべき適切な措置を決定する。

(b) 貸付けの各支払に係る利率は、当該支払の日における日本円の長期プライム・レート(年利)から〇・二パーセントを減じたもの又は同日における資金運用部からの借入金金の利率(年利)のうち、いずれか高い方の利率とする。各支払に係る利率は、当該支払の日の十年後の日に、その日の日本円の長期プライム・レート(年利)から〇・二パーセントを減じたもの又は同日における資金運用部からの借入金金の利率(年利)のうち、いずれか高い方の利率に調整する。その後は、十年ごとにそのような調整を行う。

(c) 機構は、一番目の軽水炉プラントが完成する時に、貸付けのうち一番目の軽水炉プラントの完成のために使用された部分の金額を銀行の同意を得て決定する。貸付けの残余の部分は、二番目の軽水炉プラントの完成のために使用された又は使用される部分とする。貸付けのそれぞれの部分の元本の返済は、三十四回の均等半年賦で行う。

(d) 貸付けのうち一番目の軽水炉プラントの完成のために使用された部分の元本の最初の返済の日は、当該プラントの完成の日から四十二箇月後の日又は契約が効力を生ずる日から百三十七箇月後の日のうち、いずれか早い方の日とする。二番目の軽水炉プラントの完成のために使用された部分の元本の最初の返済の日は、当該プラントの完成の日から四十二箇月後の日又は契約が効力を生ずる日から百四十九箇月後の日のうち、いずれか早い方の日とする。この(c)に定める最初の返済の日には、機構が貸付けの返済を開始することができない場合には、機構及び銀行は、返済計画を検討するために協議を行い、とるべき適切な措置を決定する。

とに行う。

(e) 機構は、貸付契約の契約書の作成及び交付並びに貸付契約の履行に関する情報及び資料を要請により銀行に提出する。

(f) プロジェクトが停止され又は終了させられる場合には、機構及び銀行は、貸付けの停止、貸付けの未払分の解除、期限の利益の喪失その他のとるべき適切な措置を決定するために協議を行う。

第三条

1 日本国政府は、機構に対し、機構が貸付契約に基づいて銀行に支払う利子の総額に相当する額の贈与(以下「贈与」という。)を複数回の支払によって行う。贈与は、当該利子が機構により貸付契約に従って支払われることを確実にするよう行う。

2 機構は、銀行に対する利子の支払のためにのみ贈与を使用する。

3 日本国政府は、機構の同意を得て、銀行に直接贈与を送金することができる。

4 機構の流動性が不足する場合に資金を調達する際の担保として使用されるよう日本国政府によって千九百九十六年三月に設立された千九百九十九年(一九〇〇、〇〇〇ドル)の特別の基金は、贈与の一部を成すものとみなす。

機構は、2の規定にかかわらず、貸付けに係る利子の支払が妨げられない限り、同基金を引き続き担保として使用することができる。

5 機構は、1の規定に基づいて機構に対して行われる贈与の額の計算のため、日本国の各会計年度において必要とする貸付けの支払の額の見積りを前年の七月一日までに日本国政府に通報する。

6 贈与を行うことに関する他の条件は、日本国政府と機構との間の協議を通じて決定する。

第四条

機構は、貸付けが適正にかつプロジェクトのた

めにより使用されることを確実にする。

第五条

機構は、貸付契約に定められる条件に従って、貸付けの元本を現金により着実に返済し、かつ、貸付けに係る利子を支払うことを確実にする。

第六条

機構は、この協定の実施に関する情報及び資料を要請により日本国政府に提出する。

第七条

日本国政府及び機構は、この協定の実施から又はその実施に関連して生ずることのあるいかなる問題についても、相互に協議する。

第八条

1 この協定は、日本国政府と機構が、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、日本国政府と機構との間の書面による合意によって停止し又は終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十九年五月三日にニュー・ヨークで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
大塚清一郎

朝鮮半島エネルギー開発機構のために
デューシー・アンダーソン

審査報告書

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十一年六月二十九日

労働・社会政策委員長 吉岡 吉典
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における社会経済情勢の変化に対応し、労働力需給の適正な調整の促進及び派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、労働者派遣事業を行うことができる業務の範囲を拡大するとともに、一定の業務を除き労働者派遣の役務の提供を受ける期間は一年を超えてはならないとするほか、派遣労働者の個人情報等に係る秘密の保持、労働大臣に申告をした派遣労働者に対する不利益取扱いの禁止等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、適用除外業務を政令で定めるに当たっては、その業務の実施の適正を確保するためには労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務について、中央職業安定審議会の意見を踏まえ適切に措置すること。

二、今回の改正により新たに対象となる業務における登録型の派遣労働者については、この法律の施行三年経過後における労働者派遣法の規定についての検討に際し、その就業の実情、労働条件の確保等の状況を把握、分析し、必要な検討を加えること。

三、請負等を偽装した労働者派遣事業の解消に向けて、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準について一層の具体化、明確化を図るとともに、周知徹底、厳正な指導・監督を行うこと。

四、派遣期間一年の制限に係る「同一の業務」及び「継続」の判断基準について、中央職業安定審議会の意見を聴き指針に可能な限り明確に定めること。

また、派遣期間一年の制限に違反して労働者派遣の受入れを行っている場合における労働大臣による派遣先に対する雇入れ勧告について、実効性を確保するためその適切な運用を図ること。

五、派遣元における派遣労働者の個人情報保護の実効性を確保するため、派遣元事業主が収集、保管、使用する個人情報の範囲並びに許可基準中の個人情報保護の適正管理に係る要件及び派遣元責任者の業務の内容について、中央職業安定審議会の意見を聴き可能な限り明確に定めること。

六、派遣先におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、派遣先に対し必要な指導等適切な措置を講ずること。

七、派遣先は派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の中途解除を行うとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときは契約解除の少なくとも三十日前に派遣元事業主にその旨の予告を行わなければならないこととする。この予告をしない派遣先は派遣労働者の三十日以上先の賃金に相当する損害賠償(解除の三十日前の日と予告をした日との間の日数が三十日未満の場合はその日数分以上の賃金に相当する損害賠償)を行わなければならない旨を指針に明記し、その履行の確保を図ること。

八、派遣先は当該派遣先における労働者派遣契約の定めに関する事実を知ったときは、これを早

派遣元事業主は社会・労働保険に加入の必要がある派遣労働者について加入させてから労働者派遣を行うべき旨及び派遣先は社会・労働保険に加入している派遣労働者を受け入れるべき旨を指針に明記し、その履行の確保を図ること。

派遣労働者の職業能力の開発・向上を図るため、派遣元事業主による一層の教育訓練の機会の確保が図られるよう、適切な指導等に努めること。

二、この法律の施行三年経過後における労働者派遣法の規定の検討に際し、派遣労働者の保護や職業能力の開発等労働者派遣事業の制度の在り方について総合的に検討を加えること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院において修正議決した。
よってこれを送付する。

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十七条の二」に、「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改める。

何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

港灣運送業務(港灣労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二条第二号に規定する港

二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

三 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第二條第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行ふ労働者派遣(次節、第二十三條第二項及び第三項並びに第四十條の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。)

により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

第四条第二項中「適用対象業務について前項」を「前項第三号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「適用対象業務以外の」を「第一項各号のいづれかに該当する」に改め、同項を同条第三項とする。

第五條第一項中「適用対象業務について」を削り、同条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第四項中、労働者派遣の役務の提供を受ける者の数を削る。

第六條第一号中「規定でを」規定(次号に規定する規定を除く。)で、「により」を「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八條の規定を除く。)」により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四條、第二

二 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第

八十七條若しくは第九十一条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十八条若しくは第七十条、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十

一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二百一条第一項、第四百四条（同法第二百一条第一項の規定に係る部分に限る。）、第八百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第八百八十四条（同法第八百八十二条第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四百六条前段若しくは第四百八条第一項（同法第四百六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）、の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

第七條第一項第一号を次のように改める。

一 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるもの(雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合として労働省令で定める場合において行われるものを除く。)でないこと。

第七条第一項第三号中「前号を「前」号に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をい。以下同じ)を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていないこと。

第十條第五項中「第三号」を「第四号」に改める。

第十一條の見出しを「(変更の届出)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五條第一項の許可を受けた者(以下「一般派遣元事業主」といふ)は、同条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。ただし、一般派遣元事業主で同条第一項の許可を二以上の事業所について受けているものが、当該許可に係る一の事業所に関する変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関しては、この限りでない。

第二十四條の二中「適用対象業務について」を削り、同条の次に次の一号を加える。

第二十四條の三 派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後において

第十二條を次のように改める。

第十四條第一項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「第三章第四節」を「次章第四節」に改める。

第十六條第一項中「適用対象業務について」を削り、同条第三項中「労働者派遣の役務の提供を受ける者の数」を削る。

第十九條を次のように改める。

(変更の届出)

第十九條 特定派遣元事業主は、第十六條第一項の届出書に記載すべき事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。ただし、特定派遣元事業主で同項の届出書を二以上の事業所について提出しているものが、当該届出に係る一の事業所に関して同項の届出書に記載すべき事項のうち第五條第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関しては、この限りでない。

第二十一條第一項中「第三号」を「(第四号)」に、「同条第三号」を「同条第四号」に改め、同条第二項中「第三章第四節」を「次章第四節」に改める。

第二十四條の二中「適用対象業務について」を削り、同条の次に次の一号を加える。

(秘密を守る義務)

第二十四條の三 派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後において

も、同様とする。

第二十六條第二項中「の期間」の下に「(第四十條の二第一項第三号に掲げる業務に係る労働者派遣の期間を除く。)」を加え、「適用対象業務」を「業務」に改め、同条に次の三項を加える。

5 第四十條の二第二項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、第四十條の二第二項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者と間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

7 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。

第三十五條中「当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名その他労働省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第二十一條ノ二第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八條第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九條第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて労働省令で定めるもの

三 その他労働省令で定める事項

(労働者派遣の期間)

第三十五條の二 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十條の二第一項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

第三十六條中「第三号まで」を「第四号まで」に改め、同条第一号中「前二条」を「第三十四條、第三十五條」に改める。

同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 当該派遣労働者の個人情報の管理に関すること。

第四十條の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条第二項中「適正」の下に「かつ円滑」を加え、「ために」を「ように」にするため、適切な就業環境の維持、診療所、給食施設等の施設であつて現に当該派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用に関する便宜の供与等に改め、同条の次に次の二条を加える。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十條の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。次条において同じ。)について、派遣元事業主から一年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な發揮及びその雇用の安定に資すると認められ

る雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

二 前号に掲げるもののほか、事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項及び第二項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十八号)第一条第一号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準する場合として労働省令で定める場合における当該労働者の業務

2 労働大臣は、前項第一号の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は同項第三号の労働省令の制定若しくは改正をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

(派遣労働者の雇用)

第四十条の三 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について派遣元事業主から継続して一年間労働者

派遣の役務の提供を受けた場合において、引き続き当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該一年間が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の業務に継続して一年間従事した派遣労働者であつて次の各号に適合するものを、遅滞なく、雇い入れるように努めなければならない。

一 当該一年間が経過した日の前日までに、当該派遣先に雇用されて当該同一の業務に従事することを希望する旨を当該派遣先に申し出たこと。

二 当該一年間が経過した日から起算して七日以内に当該派遣元事業主との雇用関係が終了したこと。

第四十四条第一項中(昭和二十二年法律第四十九号)を削る。

第四十七条の二を第四十七條の三とし、第三章第四節中第四十七條の次に次の一条を加える。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例)

第四十七條の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第十三号)第三章の規定を適用する。

この場合において、同法第二十一条第一項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。

第四十八條第一項中「第五十条及び第五十一条を」を「第四十九條の三第一項、第五十条及び第五十一条を」に改め、同条第二項中「場合(」の下に「第七條第一項第一号の」を加え、「事由に該当する」を削り、「又は」を「及び」に改め

る。

第四十九條第二項中「第四條第四項を」を「第四條第三項に改める。

第四十九條の二第二項中「第四條第四項又は第二十四條の二」を「第四條第三項、第二十四條の二又は第四十條の二第一項に改め、同条第二項中「前項を」を「前二項に改め、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項

2 労働大臣は、派遣先が第四十條の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けており、かつ、当該労働者派遣の役務の提供に係る派遣労働者が当該派遣先に雇用されることを希望している場合において、当該派遣先に対し、第四十八條第一項の規定により当該派遣労働者を雇い入れるように指導又は助言をしたにもかかわらず、当該派遣先がこれに従わなかったときは、当該派遣先に対し、当該派遣労働者を雇い入れるように勧告することができる。

第四十九條の二の次に次の一条を加える。

(労働大臣に対する申告)

第四十九條の三 労働者派遣をする事業主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、派遣労働者は、その事実を労働大臣に申告することができる。

2 労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者は、前項の申告をしたことを理由として、派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第五十二條及び第五十三條を次のように改める。

び必要な助言その他の援助を行うことができる。

(労働者派遣事業適正運営協力員)

第五十三條 労働大臣は、社会的信望があり、かつ、労働者派遣事業の運営及び派遣就業について専門的な知識経験を有する者のうちから、労働者派遣事業適正運営協力員を委嘱することができる。

2 労働者派遣事業適正運営協力員は、労働者派遣事業の適正な運営及び適正な派遣就業の確保に関する施策に協力して、労働者派遣をする事業主、労働者派遣の役務の提供を受ける者、労働者等の相談に応じ、及びこれらの者に対する専門的な助言を行う。

3 労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

労働者派遣事業適正運営協力員でなくなった後においても、同様とする。

4 労働者派遣事業適正運営協力員は、その職務に関して、国から報酬を受けない。

5 労働者派遣事業適正運営協力員は、予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

第五十四條第四号を削り、同条第五号中「第十一條第四項(第十二條第二項において準用する場合を含む。）」を「第十一條第二項に改め、同条を同条第四号とする。

を第一号とし、同条第四号中「第二十二」の下に「又は第四十九条の三第二項を加え、同号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とする。

第六十一条第一号中「及び第十一」を削り、同条第二号中「第十一」を削り、同条第三号中「第三十四」を削り、同条第三十四条から第三十七条までを第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 何人も、物の製造の業務（物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。）であつて、その業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して労働省令で定めるものについては、当分の間、労働者派遣事業を行つてはならない。この場合において、第四條第三項の規定の適用については、同項中「第一項各号のいずれかに該当する業務」とあるのは、「第一項各号のいずれかに該当する業務又は附則第四項前段に規定する業務」とする。

附則に次の三項を加える。

5 労働大臣は、前項の労働省令の制定又は改正をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

6 附則第四項前段の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第二条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 事業主による高年齢退職者の再就職の援助等（第九條、第十一條の二）」を「第二節 事業主による高年齢退職者の再就職の援助等（第九條、第十一條の二）」を「第二節 事業主による高年齢退職者の再就職の援助等（第九條、第十一條の二）」に改める。

第三章第二節の二を削る。

第四十四條の三第一項第四号中「職業経験活用就業の機会を確保し、及び提供する」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五條第一項の許可を受けて、同法第二條第四号の一般労働者派遣事業を行つことその他の職業経験活用就業の機会の確保及び提供を行う」に改め、同条第五項を削る。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第三条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六條の二及び第四十八條の三を削る。

第五十一條第一項中「第四十八條の三」を「第四十六條まで」に改める。

第五十二條第一項中「第四十五條から第四十六條の三」を「第四十五條、第四十六條」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

行する。ただし、組織的な犯罪の処罰及び犯罪

収益の規制等に関する法律（平成十年法律第

号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）の施

行の日が平成十一年七月一日後となる場合に

は、附則第十一條の規定は、組織的犯罪処罰法

の施行の日から施行する。

（事業所の所在地の変更の許可に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定に

よる改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確

保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する

法律（以下「旧労働者派遣法」という。）第十一條

第一項本文の規定により同項本文の事業所の所

在地の変更につき許可の申請をしていいる者は、

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）

に、第一条の規定による改正後の労働者派遣事

業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条

件の整備等に関する法律（以下「新労働者派遣

法」という。）第十一條第一項本文の規定により

当該事業所の所在地の変更につき届出をした者

とみなす。

（許可の取消し等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧労働者派遣法

第五條第一項（第二條の規定による改正前の高

年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「旧

高年齢者法」という。）第十一條の三又は第三條

の規定による改正前の育児休業、介護休業等育

児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法

律（以下「旧育児・介護休業法」という。）第四十

六條の二の規定により読み替えて適用する場合

を含む。）の許可を受けていいる者に対する新労働

者派遣法第十四條第一項の規定による当該許可

の取消し又は同条第二項の規定による一般労働

者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に

関しては、この法律の施行前に生じた事由につ

いては、なお従前の例による。

（事業廃止命令等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧労働者派遣法

第十六條第一項（旧高年齢者法第十一條の三）

は旧育児・介護休業法第四十六條の二の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。）の規定に

より届出書を提出していいる者に対する新労働者

派遣法第二十一條第一項の規定による特定労働

者派遣事業の廃止の命令又は同条第二項の規定

による特定労働者派遣事業の全部若しくは一部

の停止の命令に關しては、この法律の施行前に

生じた事由については、なお従前の例による。

（労働者派遣の役務の提供を受ける期間に関する経過措置）

第五条 新労働者派遣法第四十條の二第一項の規

定は、施行日以後新たな労働者派遣契約を締結

する者について適用する。この場合において、

当該者が施行日前から継続して労働者派遣の役務の提供を受けているときは、同項中「一年」とあるのは、「新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供が行われる日から一年」とする。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に關する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条及び第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(組織的犯罪処罰法の適用に關する経過措置)

第八條 組織的犯罪処罰法の施行の日が施行日前となる場合におけるこの法律の施行後の組織的犯罪処罰法の規定(前条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)の適用については、同条の規定によりこの法律の施行前にした行為について従前の例によることとされる場合における旧労働者派遣法第四條第三項に係る旧労働者派遣法第五十九條第一号(適用対象業務以外の業務)についての労働者派遣事業)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第四十八号に掲げる罪とみなす。

(検討)

第九條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新労働者派遣法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新労働

者派遣法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(香港労働法の一部改正)

第十條 香港労働法(昭和六十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二十四条」の下に「及び第二十四条の三」を加え、「第四項まで」を「第五項まで、第三十五条の二、第四十条の二、第四十条の三」に改める。

(組織的犯罪処罰法の一部改正)

第十一條 組織的犯罪処罰法の二部を次のように改正する。

別表第四十八号中「又は同法第四條第三項」を「同法第四條第一項」に、「適用対象業務以外の業務」を「禁止業務」に、「の罪」を「又は同法附則第六項(物の製造の業務)についての労働者派遣事業)の罪」に改める。

(職業安定法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二條 職業安定法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二十四条の二の次に一条を加える改正規定のうち第二十四条の三第一項中「(職業安定法第四條第九項に規定する個人情報)をいう。以下この条において同じ。」を削る。

第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十七條の二の改正規定中第四十七條の二を「第四十七條の三」に改める。

審査報告書

職業安定法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十一年六月二十九日

労働・社会政策委員長 吉岡 古典
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済の構造変化に対応して、労働力需給の適正かつ円滑な調整を図り、労働者の職業の安定を確保するため、民間職業仲介事業所条約の内容等を踏まえつつ、公共職業安定所その他の職業安定機関及び民間の職業紹介事業等について、労働力需給調整機能を強化するとともに、求職者等の利益を保護するために必要な規定の整備を行うとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、現下の厳しい雇用・失業情勢の下で、公共職業安定所その他の職業安定機関が働く人々の雇用の安定及び多様な職業選択の機会の確保のためのセーフティネットとしての役割を適切に発揮できるよう、また、民間の事業者がその活力や創意工夫を活かし労働力需給調整の役割を適切に果たせるよう、職業安定機関の職業紹介、職業指導等の機能の拡充強化、民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者等に対する指導監督の

強化、求職者、派遣労働者等からの苦情等への対応の充実等を図るとともに、必要な体制整備に努めること。

二、この法律の施行三年経過後における職業安定法の規定の検討に際し、短時間・短期労働者に対する職業紹介等職業紹介事業の制度の在り方について総合的に検討を加えること。

職業安定法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十一年五月二十一日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

職業安定法等の一部を改正する法律案
職業安定法等の一部を改正する法律
(職業安定法の一部改正)

第一条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

目次及び題名を次のように改める。

職業安定法

第一章 総則(第一条―第五条の七)

第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第一節 通則(第六條―第十八條)

第二節 職業紹介(第十七條―第二十一條)

第三節 職業指導(第二十二條―第二十五条)

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等(第二十六条―第二十九条)

第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介

第一節 有料職業紹介事業(第三十条―第三十二条の十一)

第二節 無料職業紹介事業(第三十三条―第三十三条の二)

第三節 補則(第三十三条の四―第三十五条)

第三章の二 労働者の募集(第三十六条―第四十二条)

第三章の三 労働者供給事業(第四十四条―第四十七条)

第三章の四 労働者派遣事業(第四十七条の二)

第四章 雑則(第四十八条―第六十二条)

第五章 罰則(第六十二条―第六十七条)

附則

第一条中、「関係行政庁又は関係団体の協力を得て、各人に、」を「関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人に、」に、「適当な」を「適合する」に、「与えることによつて、工業その他の」を「与え、及び」に、「以て」を「もつて」に、「の興隆を」及び「社会の発展」に改める。

第五条を削り、第四条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「国民の」を削り、「適

正な」を「適正かつ円滑な」に改め、同条第三号中「適当な」を「適合する」に、「あつた」を「あつせん」に改め、同条第四号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）」を「労働者派遣法」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(定義)

第四条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

この法律において「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

この法律において「有料の職業紹介」とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

この法律において「職業指導」とは、職業に就こうとする者に対し、実習、講習、指示、助言、情報の提供その他の方法により、その者の能力に適合する職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を増大させるために行う指導をいう。

この法律において「労働者の募集」とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受

けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)(第二条第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

この法律において「職業紹介事業者」とは、

第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

この法律において「労働者供給事業者」とは、第四十五条の規定により労働者供給事業を行う労働組合等(労働組合法による労働組合その他これに準ずるものであつて命令で定めるものをいう。以下同じ)をいう。

この法律において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

第一章中第五条の次に次の六条を加える。

(職業安定機関と職業紹介事業者等の協力)

第五条の二 職業安定機関及び職業紹介事業者又は労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者

(第三十九条に規定する募集受託者をいう。)(並びに労働者供給事業者(次条において「公共職業安定所等」という。))は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

前二項の規定による明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の命令で定める事項については、命令で定める方法により行わなければならない。

(求職者等の個人情報の取扱い)

第五条の四 公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

公共職業安定所等は、求職者等の個人情報
を適正に管理するために必要な措置を講じな
ければならない。

(求人者の申込み)

第五条の五 公共職業安定所及び職業紹介事業
者は、求人者の申込みはすべて受理しなければ
ならない。ただし、その申込みの内容が法令
に違反するとき、その申込みの内容である賃
金、労働時間その他の労働条件が通常の労働
条件と比べて著しく不相当であると認めると
き、又は求人者が第五条の三第二項の規定に
よる明示をしないときは、その申込みを受理
しないことができる。

(求職者の申込み)

第五条の六 公共職業安定所及び職業紹介事業
者は、求職者の申込みはすべて受理しなければ
ならない。ただし、その申込みの内容が法令
に違反するときは、これを受理しないことが
できる。

公共職業安定所及び職業紹介事業者は、特
殊な業務に対する求職者の適否を決定するた
め必要があると認めるときは、試問及び技能
の検査を行うことができる。

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

第五条の七 公共職業安定所及び職業紹介事業
者は、求職者に対しては、その能力に適合す
る職業を紹介し、求人者に対しては、その雇
用条件に適合する求職者を紹介するように努
めなければならない。

第六条第一項中「重要産業に対する労働者募
集計画の樹立」を、産業に必要な労働力を充足
するための対策の企画に、「需給供給」を「需要供

給」に、「及び職業指導に関する政策の樹立」を
「職業指導の企画及び実施」に改める。

第十四条の見出し中「調査」を「調査等」に改
め、同条中「職業安定主管局長は」の下に、「労
働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資する
ため」を加え、「公共職業安定所」を「公共職業安
定所から」に、「調査報告」を「調査報告等」に、
「資料を集める」を「情報を収集するとともに、
当該情報の整理、分析、公表等必要な措置を講
ずる」に改める。

第十五条中「公共職業安定所を」職業に関す
る調査研究の成果等に基づき、職業紹介事業、
労働者の募集及び労働者供給事業に、「作成し
なければ」を「作成し、並びにそれらの普及に努
めなければ」に改める。

第二章中「第二節 職業紹介」及び第十六条を
削り、第十五条の二を第十八条とし、同条の次
に次の節名を付する。

第二節 職業紹介

第十七条から第十九条までを次のように改め
る。

(職業紹介の地域)

第十七条 公共職業安定所は、求職者に対し、
できる限り、就職の際にその住所又は居所の
変更を必要としない職業を紹介するよう努め
なければならない。

公共職業安定所は、その管轄区域内におい
て、求職者にその希望及び能力に適合する職
業を紹介することができないとき、又は求人
者の希望する求職者若しくは求人数を充足す
ることができないときは、広範囲の地域にわ
たる職業紹介活動をするものとする。

前項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動
は、できる限り近隣の公共職業安定所が相互
に協力して行うように努めなければならない
い。

第二項の広範囲の地域にわたる職業紹介活
動に必要事項は、命令で定める。

(求人又は求職の開拓等)

第十八条 公共職業安定所は、他の法律の規定
に基づいて行うもののほか、命令で定めると
ころにより、求職者に対しその能力に適合す
る職業に就く機会を与えるため、及び求人者
に対しその必要とする労働力を確保すること
ができるようにするために、必要な求人又は
求職の開拓を行うものとする。

公共職業安定所は、前項の規定による求人
又は求職の開拓に関し、地方公共団体、事業
主の団体、労働組合その他の関係者に対し、
情報の提供その他必要な連絡又は協力を求め
ることができる。

(公共職業訓練のあつせん)

第十九条 公共職業安定所は、求職者に対し、
公共職業能力開発施設を行う職業訓練(職業
能力開発総合大学の行うものを含む)を受
けることについてあつせんを行うものとする。

第十九条の二及び第十九条の三を削る。

第二十四条を次のように改める。

(公共職業能力開発施設等との連携)

第二十四条 公共職業安定所は、職業指導を受
ける者に対し、公共職業能力開発施設を行う
職業訓練(職業能力開発総合大学の行うも
のを含む)に関する情報の提供、相談その他

の援助を与えることが必要であると認めると
きは、公共職業能力開発施設その他の関係者
に対し、必要な協力を求めることができる。

第二章第四節の節名中「職業紹介」を「職業紹
介等」に改める。

第二十五条の二から第二十五条の四までを削
り、第二十六条から第二十九条までを次のよう
に改める。

(学生生徒等の職業紹介等)

第二十六条 公共職業安定所は、学校教育法
(昭和二十二年法律第二十八号)第一条に規定
する学校(以下「学校」という。)の学生若しく
は生徒又は学校を卒業した者(命令で定める
者を除く。以下「学生生徒等」という。)の職業
紹介については、学校と協力して、学生生徒
等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究
の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公
共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に
対して紹介することが適当と認められるでき
る限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の
能力に適合した職業にあつせんするよう努め
なければならない。

公共職業安定所は、学校が学生又は生徒に
対して行う職業指導に協力しなければならない
い。

公共職業安定所は、学生生徒等に対する職
業指導を効果的かつ効率的に行うことができ
るよう、学校その他の関係者と協力して、職
業を体験する機会の付与その他の職業の選択
についての学生又は生徒の関心と理解を深め
るために必要な措置を講ずるものとする。

(学校による公共職業安定所業務の分担)

第二十七条 公共職業安定所長は、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることができる業務は、次に掲げる事項に限られるものとする。

一 求人申込みを受理し、かつ、その受理した求人の申込みを公共職業安定所に連絡すること。

二 求職の申込みを受理すること。

三 求職者を求人者に紹介すること。

四 職業指導を行うこと。

五 就職後の指導を行うこと。

六 公共職業能力開発施設(職業能力開発総合大学校を含む。)への入所のあつせんを行うこと。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長(以下「業務分担学校長」という。)は、第五条の五本文及び第五条の六第一項本文の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に関する求人又は求職の申込みを受理しないことができる。

業務分担学校長は、公共職業安定所長と協議して、その学校の職員の中から職業安定担当者を選任し、その者に第二項各号の業務を担当させ、及び公共職業安定所との連絡を行わせることができる。

公共職業安定所長は、業務分担学校長に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他業務分担学校長の行う第二項各号の業務の執行についての援助を与えるとともに、特に必要があると認めるときは、業務分担学校長に対して、経済上の援助を与えることができる。

業務分担学校長は、その業務の執行に関し、労働大臣が文部大臣と協議して定める基準に従わなければならない。

公共職業安定所長は、業務分担学校長が、法令又は前項の基準に違反したときは、当該業務分担学校長の行う第二項各号の業務を停止させることができる。

前各項の規定は、学校の長が第三十三条の二の規定に基づいて無料の職業紹介事業を行う場合には適用しない。

(施行規定)

第二十八条 公共職業安定所と学校との間における連絡、援助又は協力に関する方法その他学生生徒等の職業紹介に関し必要な事項は、命令で定める。

第二十九条 削除

第三章の章名中、「労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業」を削る。

第三章中「第一節 通則」を「第一節 有料職業紹介事業」に改める。

第三十条を次のように改める。

(有料職業紹介事業の許可)

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けようとする者は、次に掲

げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

三 事業所の名称及び所在地

四 第三十二条の十四の規定により選任する職業紹介責任者の氏名及び住所

五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

六 その他命令で定める事項

前項の申請書には、事業計画書その他命令で定める書類を添付しなければならない。

前項の事業計画書には、命令で定めるところにより、当該事業に係る求職者の見込数その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して命令で定める額の手数を納付しなければならない。

第三章中「第一節 職業紹介」を削る。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

(許可の基準等)

第三十一条 労働大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一 申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること。

二 個人情報等を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられてゐること。

三 申請者が、第三十三条の四に規定する者に該当する者でないこと。

四 前三号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

労働大臣は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可の欠格事由)

第三十二条 労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて命令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことに、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 禁治産者若しくは准禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

三 第三十二条の九第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者

四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの

五 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

第三十二条の次に次の十五條及び節名を加える。

(保証金)

第三十二条の二 第三十条第一項の許可を受けたる者(以下「有料職業紹介事業者」という。)は、次項の規定による補償の金額に充てるため、次条の規定による手数料の徴収の実情並びに求職者及び求人者の保護を考慮して、命令で定める金額の保証金を供託しなければならない。

有料職業紹介事業者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反することによつて損害を受けた者は、当該有料職業紹介事業者が供託した前項の保証金から、その補償を受ける権利を有する。

(手数料)

第三十二条の三 有料職業紹介事業者は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に關し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一 職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して命令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合

二 あらかじめ労働大臣に届け出た手数料表(手数料の種類、額その他手数料に關する事項を定めた表をいう。)に基づき手数料を徴収する場合

有料職業紹介事業者は、前項の規定にかかわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない。ただし、手数料を求職者から徴収することが当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして命令で定めるときは、同項各号に掲げる場合に限り、手数料を徴収することができる。

第一項第二号に規定する手数料表は、命令で定める方法により作成しなければならない。

労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 労働大臣が、有料の職業紹介事業における手数料の徴収の実情等を考慮して定める基準に照らし、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

(許可証)

第三十二条の四 労働大臣は、第三十条第一項の許可をしたときは、命令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第三十二条の五 第三十条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを變更することができ

前項の条件は、第三十条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第三十二条の六 第三十条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る有料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第三十一条第一項各号に掲げる基準に

適合していると認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしなければならない。

第二項に規定する許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して命令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第二項の規定によりその更新を受けた場合における第三十条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

第三十条第二項から第四項まで、第三十一条第二項及び第三十二条(第三号を除く。)の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(變更の届出)

第三十二条の七 有料職業紹介事業者は、第三十条第二項各号に掲げる事項(命令で定めるものを除く。)に變更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。ただし、有料職業紹介事業者で同条第一項の許可を二以上の事業所について受けているものが、当該許可に係る一の事業所に關して同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の變更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の變更に關しては、この限りでない。

有料職業紹介事業者は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、命令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(事業の廃止)

第三十二條の八 有料職業紹介事業者は、当該有料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、命令で定めるところにより、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出があつたときは、第三十條第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)
第三十二條の九 労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十條第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二條各号(第三号を除く。)のいずれかに該当しているとき。

二 この法律若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 第三十二條の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第三十二條の十 有料職業紹介事業者は、自己の名義をもつて、他人に有料の職業紹介事業を行わせてはならない。

(取扱職業の範囲)

第三十二條の十一 有料職業紹介事業者は、港湾運送業務(港湾労働法第二條第一号に規定する港湾運送の業務又は同條第一号に規定す

る港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として命令で定める業務をいう。)に就く職業、建設業務(土木、建築その他工造物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあつせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして命令で定める職業を求職者に紹介してはならない。

(取り扱うべき職種の範囲等の限定)

第三十二條の十二 労働大臣は、有料の職業紹介事業を行うおとする者又は有料職業紹介事業者の申出に基づき、これらの者が行う有料の職業紹介事業において取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲を定めることができる。

労働大臣が、前項の規定により、有料の職業紹介事業において取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲を定めた場合には、第五條の五及び第五條の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

(取り扱うべき職種の範囲等の明示)

第三十二條の十三 有料職業紹介事業者は、取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適當であるものとして命令で定める事項について、命令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

らない。

(職業紹介責任者)

第三十二條の十四 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を行わせるため、命令で定めるところにより、第三十二條第一号から第三号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

一 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に当たること。

二 求人者の情報(職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報(管理に関する)こと。

三 求人者及び求職者の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務を統括し、その改善を図ること。

四 職業安定機関との連絡調整に関すること。

(帳簿の備付け)

第三十二條の十五 有料職業紹介事業者は、その業務に関して、命令で定める帳簿書類を作成し、その事業所に備えて置かなければならない。

(事業報告)

第三十二條の十六 有料職業紹介事業者は、命令で定めるところにより、事業報告書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

前項の事業報告書には、命令で定めるところにより、当該事業に係る求職者の数、職業紹介に関する手数料の額その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

第二節 無料職業紹介事業

第三十三條第一項中「を行おう」を「(職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。)を行おう」に、「第三十三條の二に規定する場合を除き」を「次條の規定により行う場合を除き、事業所ごとに」に改め、同條第二項を次のように改める。

労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。ただし、労働組合等に対し許可をしようとするときは、この限りでない。

第三十三條第三項中「三年」を「当該許可の日から起算して五年」に改め、同條第四項及び第五項を次のように改める。

第三十條第二項から第四項まで、第三十一條、第三十二條、第三十二條の四、第三十二條の五、第三十二條の六第二項、第三十二條の五、第三十二條の七から第三十二條の十まで並びに第三十二條の十一から第三十二條の十六までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三十條第二項中「前項の許可」とあり、第三十一條中「前條第一項の許可」とあり、第三十二條、第三十二條の四第一項、第三十二條の五、第三十二條の六第五項、第三十二條の八第二項及び第三十二條の九第一項中「第三十條第一項の許可」とあり、並びに第三十二條の七第一項中「同條第一項の許可」とあるのは「第三十三條第一項の許可」と、第三十二條の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三

条第三項と、第三十二條の十三中「手数料に
関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第
三十二條の十六第二項中「職業紹介に關する
手数料の額その他」とあるのは「その他」と読
み替えるものとする。

第三十條第二項から第四項まで、第三十一
條第二項及び第三十二條(第三号を除く)の
規定は、前項において準用する第三十二條の
六第二項に規定する許可の有効期間の更新に
ついて準用する。

第三十三條の二第一項第一号中「学校教育法
第一條に規定する」を削り、「学生若しくは生徒
又は当該学校を卒業した者(命令で定める者を
除く)」を「学生生徒等」に改める。

第三十三條の二第五項を次のように改める。

第一項の規定により無料の職業紹介事業を
行おうとする同項各号に掲げる施設の長は、
その取り扱うべき職業紹介の範囲を定めて、
同項の届出をすることが出来る。

第三十三條の二に次の三項を加える。

前項の規定により、第一項各号に掲げる施
設の長が職業紹介の範囲を定めて届出をした
場合においては、第五條の五及び第五條の六
第一項の規定は、その範囲内に限り適用する
ものとする。

第三十二條の八第一項、第三十二條の九第
二項、第三十二條の十、第三十二條の十三、
第三十二條の十五及び第三十二條の十六の規
定は、第一項の規定により同項各号に掲げる
施設の長が行う無料の職業紹介事業について
準用する。この場合において、第三十二條の
九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるの

は「前項第二号と、第三十二條の十三中」手
数料に關する事項、苦情」とあるのは「苦情」
と、第三十二條の十六第二項中「職業紹介に
關する手数料の額その他」とあるのは「その
他」と読み替えるものとする。

労働大臣は、第一項の規定により無料の職
業紹介事業を行う同項第一号又は第二号に掲
げる施設の長に対し、前項において準用する
第三十二條の九第二項の規定により事業の停
止を命じようとする場合には、あらかじめ教
育行政庁に通知しなければならない。

第三十三條の三を次のように改める。

(公共職業安定所による援助)

第三十三條の三 公共職業安定所は、第三十三
條第一項の許可を受けて、又は前條第一項の
規定による届出をして無料の職業紹介事業を
行おうとする者に対して、雇用情報、職業に關する調
査研究の成果等の提供その他当該無料の職業
紹介事業の運営についての援助を与えること
ができる。

第三章第三節の節名を削り、第三十三條の三
の次に次の節名を付する。

第三節 補則

第三十三條の四の次に次の二條を加える。

(職業紹介事業者の責務)

第三十三條の五 職業紹介事業者は、当該事業
の運営に当たっては、職業安定機関との連携
の下に、その改善向上を図るために必要な措
置を講ずるよう努めなければならない。

(労働大臣の指導等)

第三十三條の六 労働大臣は、労働力の需要供
給を調整するため特に必要があるときは、命

令で定めるところにより、職業紹介事業者に
対し、職業紹介の範囲、時期、手段、件数そ
の他職業紹介を行う方法に關し必要な指導、
助言及び勧告をすることが出来る。

第一項の規定によるものを除く。)に改め、同
條を第三十七條とする。

(準用)

第三十四條 第二十條の規定は、職業紹介事業
者が職業紹介事業を行う場合について準用す
る。この場合において、同條第一項中「公共
職業安定所」とあるのは「職業紹介事業者」
と、同條第二項中「公共職業安定所」とある
のは「公共職業安定所は、その旨を職業紹介
事業者に通報するものとし、当該通報を受け
た職業紹介事業者は、読み替えるものとし
る。

第三十九條の次に次の一條を加える。

第三十五條を次のように改める。

(報酬の供与の禁止)

第四十條 労働者の募集を行う者は、その被用
者で当該労働者の募集に従事するもの又は募
集受託者に対し、賃金、給料その他これらに
準ずるものを支払う場合又は第三十六條第二
項の認可に係る報酬を与える場合を除き、報
酬を与えてはならない。

第四十一條を次のように改める。

第三十五條の次に次の章名を付する。

(許可の取消し等)

第三章の二 労働者の募集
第三十六條を削り、第三十七條第一項中「を
行わせよう」とを「に従事せよ」とに改め、
同條第二項中「を行わせよう」とを「に従事せ
よう」とに、「報酬金」を「報酬」に改め、「とき
は」の下に「当該報酬の額について、あらかじ
め」を加え、「許可」を「認可」に改め、同條を第
三十八條とする。

第四十一條 労働大臣は、第三十六條第一項の
許可を受けて労働者の募集を行う者又は募集
受託者がこの法律若しくは労働者派遣法(第
三章第四節の規定を除く)の規定又はこれら
の規定に基づく命令若しくは処分違反した
ときは、同項の許可を取り消し、又は期間を
定めて当該労働者の募集の業務の停止を命ず
ることができる。

第三十八條第一項中「第三十五條又は第三十
六條の規定による募集」を「労働者の募集(前條

第四十二條の見出しを「(募集内容の確な表
示)」に改め、同條第二項中「第三十五條に規定
する方法による」を「新聞、雑誌その他の刊行物

に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他命令で定める方法により、「行おうとする」を「行う」、「前項において準用する第十八条を」第五條の三第一項に改め、同条第一項を削る。

第四十二條の次に次の一条を加える。

(準用)

第四十二條の二 第二十條の規定は、労働者の募集について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者の募集を行う者(命令で定める者を除く。次項において同じ。)」及び募集受託者(第三十九條に規定する募集受託者をいう。同項において同じ。)」と、「事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは「事業所における就業を内容とする労働者の募集をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に募集する」と、「公共職業安定所は当該事業所に對し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を労働者の募集を行う者及び募集受託者に通報するもの」とし、当該通報を受けた労働者の募集を行う者又は募集受託者は、当該事業所における就業を内容とする労働者の募集をしてはならない」と、同項ただし書中「紹介する」とあるのは「募集する」と読み替えるものとする。

第四十三條の次に次の章名を付する。

第三章の三 労働者供給事業

「第四節 労働者供給事業」を削る。

第四十六條を次のように改める。

(準用)

第四十八條 第二十條、第三十三條の三及び第四十一條の規定は、労働組合等が前條の規定により労働者供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者供給事業者」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「労働者を供給してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、「公共職業安定所は当該事業所に對し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を労働者供給事業者に通報するもの」とし、当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に對し、労働者を供給してはならない」と、同項ただし書中「紹介する」とあるのは「供給する」と、第四十一條中「同項の許可」とあるのは「同条の許可」と、「当該労働者の募集の業務」とあるのは「当該労働者供給事業の全部若しくは一部」と読み替えるものとする。

第四十七條の次に次の章名を付する。

第三章の四 労働者派遣事業

「第五節 労働者派遣事業」を削る。

第四十九條を削り、第四十八條を第四十九條とし、第四章中同條の前に次の四條を加える。

(指針)

第四十八條 労働大臣は、第三條、第五條の三、第五條の四、第三十三條の五及び第四十二條に定める事項に關し、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に對処するために必要な

指針を公表するものとする。

(指導及び助言)

第四十八條の二 労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に對し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることが出来る。

(改善命令)

第四十八條の三 労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に關しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に對し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることが出来る。

(労働大臣に對する申告)

第四十八條の四 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者から供給される労働者は、労働大臣に對し、その事実を申告し、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

労働大臣は、前項の規定による申告があつたときは、必要な調査を行い、その申告の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置を執らなければ

ならない。

第五十條及び第五十一條を次のように改める。

(報告及び検査)

第五十條 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、命令で定めるところにより、職業紹介事業者、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に對し、必要な事項を報告させることができる。

行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所屬の職員に、職業紹介事業者、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(秘密を守る義務等)

第五十一條 有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならない。有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、前項の秘密のほか、その業務に關して知り得た個人情報その他命令

で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせる者には罰を科する。有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなつた後においても、同様とする。

第五十一条の次に次の二条を加える。

第五十一条の二 第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第二項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者(以下この条において「無料職業紹介事業者等」という。)並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他法令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせる者には罰を科する。無料職業紹介事業者等並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

(相談及び援助)

第五十一条の三 公共職業安定所は、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に関する事項について、求職者等の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

第五十三条中「国民の」を削る。

第五十三条の二第二項中「国民の」を削り、「適正な」を「適正かつ円滑な」に改め、同条第二項の項番を削る。

第六十条を削り、第六十一条を第六十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(命令への委任)

第六十一条 この法律に定めるもののほか、こ

の法律の実施のために必要な手続その他の事項は、命令で定める。

第六十三条中「一」を「いずれかに」に、「五万円」を「二十万円」に、「百万円」を「三百万円」に改める。

第六十四条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第三十条第一項の規定に違反した者

第六十四条第一号の二中「第三十二条第一項ただし書」を「第三十条第一項に、同条第八項を、第三十二条の六第二項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。))に、同条第四項の規定による許可の有効期間の更新、第三十七条第一項を、第三十六条第一項に改め、同条第五号を削り、第四号を第八号とし、同条第三号中「第三十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第四十一条(第四十六条において準用する場合を含む。))の規定による労働者の募集の業務又は労働者供給事業の停止の命令に違反した者

第六十四条中第二号を第五号とし、第一号の二の次に次の三号を加える。

二 第三十二条の九第二項(第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項において準用する場合を含む。))の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第三十二条の十(第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

第三十三条の二第七項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

四 第三十二条の十一の規定に違反した者

第六十五条中「一」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十二条第六項」を「第三十二条の三第一項又は第二項」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「第三十七条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第三十八条」を「第三十七条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「第四十条又は第四十一条」を「第三十九条又は第四十条」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第四十八条の三の規定による命令に違反した者

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条第二項(第三十二条の六第六項並びに第三十三条第四項及び第五項において準用する場合を含む。))に規定する申請書、第三十条第三項(第三十二条の六第六項並びに第三十三条第四項及び第五項において準用する場合を含む。))に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第三十二条の三第四項の規定による命令に違反した者

三 第三十二条の七第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第三十二条の八第一項(第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第三十二条の十四(第三十三条第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

六 第三十二条の十五(第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項において準用する場合を含む。))の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

七 第四十九条又は第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

九 第五十一条第一項の規定に違反した者

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

ず、又は虚偽の届出をした者

五 第三十二条の十四(第三十三条第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

六 第三十二条の十五(第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項において準用する場合を含む。))の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

七 第四十九条又は第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

九 第五十一条第一項の規定に違反した者

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二

十四条の二の次に次の一条を加える。

(個人情報取扱)

第二十四条の三 派遣元事業主は、労働者派遣に關し、労働者の個人情報(職業安定法第四十条第九項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 派遣元事業主は、労働者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第四十七條の二(労働大臣は、)の下に「第二十四條の三及び」を加える。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第三条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「事業主は」の下に、「新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他労働省令で定める方法以外の方法により建設労働者の募集を行う場合において」を加え、「職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十五條に規定する方法以外の方法で、通常通勤することができる地域から」を削る。

第十二条中「十万円」を「三十万円」に改める。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律の一部改正)

第四条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三十七條第一項」を「第三十六條第一項」に改める。

第十三条第三項中「第三十八條第二項」を「第三十七條第二項」に、「第四十條及び第四十一條の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九條第一項及び第五十條第一項を」を「第五條の三第一項及び第三項、第五條の四、第三十九條、第四十一條、第四十八條の三、第四十八條の四、第五十條第一項及び第二項並びに第五十一條の二」に、「第四十九條第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条第三項を」を「第四十條の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十條第三項及び第四項に、」を「者」とあるのは、「(以下)中小企業労働力確保法」という。を削り、「の届出を」

の規定による届出に改め、「同法第四十一條中、第三十八條又は第三十七條第一項とあるのは「中小企業労働力確保法第三十三條第二項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七條第二項」とを削り、同条第四項中「前二項を」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 職業安定法第四十二條の二の規定の適用に

ついては、同条中「第三十九條に規定する募集受託者」とあるのは、「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律第十三條第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

第十九條中「第五十條第一項」を「第四十一條」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第二十條中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十八條第二項」を「第三十七條第二項」に、同条第三号中「第四十條又は第四十一條」を「第三十九條又は第四十條」に改める。

第二十一條中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十九條第一項又は第二項」を「第五十條第二項」に、「検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」を「第十三條第三項において準用する同法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした」に改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第五条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「第三十七條第一項」を「第三十八條第一項」に改める。

従事する者について、同法第四十九條第一項及び第五十條第一項を」を「第五條の三第一項及び第三項、第五條の四、第三十九條、第四十一條、第四十八條の三、第四十八條の四、第五十條第一項及び第二項並びに第五十一條の二」に、「第四十九條第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条第三項を」を「第四十條の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十條第三項及び第四項に、」を「者」とあるのは、「(以下)育児・介護休業法」という。を削り、「の届出を」

の規定による届出に改め、「同法第四十一條中、第三十八條又は第三十七條第一項とあるのは「育児・介護休業法第四十五條第四項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七條第二項」とを削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前二項を」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 職業安定法第四十二條の二の規定の適用に

ついては、同条中「第三十九條に規定する募集受託者」とあるのは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第四十五條第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

第五十三條中「第五十條第一項」を「第四十一條」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第五十四條中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十八條第二項」を「第三十七條第二項」に改め、

同条第三号中「第三十七條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、

同条第四号中「第三十七條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、

同条第五号中「第三十七條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、

同条第六号中「第三十七條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、

同条第七号中「第三十七條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、

同条第八号中「第三十七條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、

同条第九号中「第三十七條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、

同条第十号中「第三十七條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、

同条第十一号中「第三十七條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、

同条第十二号中「第三十七條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、

同条第三号中「第四十条又は第四十一条」を「第三十九号又は第四十条」に改める。

第五十五条中「二」を「いすれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十六条中「第四十九条第一項」を「第五十条第一項」に、「同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第四十五条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円を「第四十五条第五項において準用する同法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円」に改める。

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第六条 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二項中「第三号」を「第六号」に改め、同条第三項中「第三十八条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項を「第五十条の三、第四十一条、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二」に、「第四十九条第二項の規定は第一項の規定による業務の実施状況の調査について、同条第三項を「第四十条の規定は同項の規

定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項に、「者」とあるのは「者」とあるのは「に」に改め、「（以下「林業労働力確保法」という。）を削り、「の届出を」の規定による届出に改め、「同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「林業労働力確保法第十三条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」とを削り、同条に次の一項を加える。

4 職業安定法第四十二条の二の規定の適用については、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは、「林業労働力の確保の促進に関する法律第十三条第一項の規定による届出をして同法第二十一条第一号に規定する林業労働者の募集に従事する者」とする。

第三十二条中「第五十条第一項」を「第四十一条」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第三十三条中「十万円」を「三十万円」に改め、

同条第二号中「第三十八条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第三号中「第四十条又は第四十一条」を「第三十九条又は第四十条」に改める。

第三十四条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十九条第一項」を「第五十条第一項」に、「同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第十三条第三項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」を「第十三条第三項において準用する同法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした」に改める。

しくは虚偽の陳述をした」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の職業安定法（以下「旧職業安定法」という。）第三十二条第一項ただし書の許可を受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、第一条の規定による改正後の職業安定法（以下「新職業安定法」という。）第三十条第一項の許可を受けた者とみなして新職業安定法の規定を適用する。この場合において、新職業安定法第三十二条の六第一項中「三年」とあるのは、「一年から職業安定法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の第三十二条第一項ただし書の許可の有効期間又は同条第八項の規定により更新を受けた許可の有効期間のうち改正法の施行前の期間を除いた期間」とする。

2 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可の申請を行っている者は、施行日に新職業安定法第三十条第一項の許可の申請をした者とみなす。

第三条 有料職業紹介所に関する条約（千九百四十九年の改正条約（第九十六号）（以下「条約」という。）が日本国について効力を有する間に、新職業安定法第三十条第一項の許可を受ける者についての新職業安定法第三十二条の六第一項及

び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは、「一年」とする。

2 条約が日本国について効力を有する間に、新職業安定法第三十二条の六第二項の許可の有効期間の更新を受ける者についての同条第五項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「一年」とする。

第四条 附則第二条第一項の規定により新職業安定法第三十条第一項の許可を受けた者とみなされた者が、施行日前に受理した求職の申込みに関し、当該求職の申込みに係る求職者から受ける手数料については、新職業安定法第三十二条の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者についての当該許可の有効期間は、新職業安定法第三十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に旧職業安定法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行っている者に対する許可の取消し又は事業若しくは業務の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要の経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第

六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新職業安定法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新職業安定法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第三項中「高年齢者職業経験活用センターを職業安定法の下に」第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法を加え、「若しくは同項の規定により無料の職業紹介事業を行う者及び」、前項の規定の実施状況を職業安定法第三十三条の二第一項の実施状況とを削り、「同条第一項を、職業安定法第三十三条の二第一項に、「同条第三項、同法第三十三条の三第二項、同法第三十四条第二項ただし書及び第二項、同法第四十九条第二項並びに同法を」同法第五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三条の三、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二並びに「及び同法第三十三条の三第二項中「前条第一項を」並びに同法第五項及び第七項中「第一項に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第十一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「第五条第一項を」第四十一条に改める。

(港灣労働法の一部改正)

第十二条 港灣労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び第二十四条の三」を、「第二十四条の三及び第二十四条の四」に改める。

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正)

第十三条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四項中「第三十二条第一項ただし書」を、第三十条第一項に改める。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「同条第四項の」を「同条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項の」に、「同条第四項に」を「同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項に」に改める。

(雇用・能力開発機構法の一部改正)

第十五条 雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「第十九条の二第一項」を

「第十七条第二項」に改める。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十六条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十二条第二号

(労働省設置法の一部改正)

第十七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四十四号中「有料で美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業について行う職業紹介事業を」を「有料」に改め、同条第四十九号中「対し、事業又は業務に関する」を「必要な事項についての」に改める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「司法制度改革審議会委員(石井宏治君及び山本勝君)」

賛成者氏名 二一〇名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 井上 吉夫君
井上 裕君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君

尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 亀井 郁夫君
亀谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公麿君
久野 恒一君 国井 正幸君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君 坂野 重信君
清水嘉子君 塩崎 恭久君
陣内 孝雄君 須藤長太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
谷川 秀善君 常田 享祥君
中川 義雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 野沢 太三君
野間 赳君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
馳 浩君 畑 恵君
服部三男雄君 林 芳正君
日出 英輔君 平田 耕一君
保坂 三蔵君 真鍋 賢二君

松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	溝手 顯正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 正昭君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美笑君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
平田 健二君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円 より子君

峰崎 直樹君	本岡 昭次君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	葉科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
大淵 絹子君	梶原 敬義君
日下部徳代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
測上 貞雄君	山本 正和君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂昭君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 明市君	渡辺 秀央君
岩本 荘太君	奥村 展三君
椎名 素夫君	菅川 健一君
田名部匡省君	堂本 暁子君
松岡満壽男君	水野 識一君
山崎 力君	石井 一二君
島袋 宗康君	西川きよし君

反対者氏名

替野 久光君	中村 敦夫君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	福島 瑞穂君

国家公務員等の任命に関する件「司法制度改革審議会委員(井上正仁君)」

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	井上 吉夫君
井上 裕君	石井 道子君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩瀬 良三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡 利定君	岡野 裕君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	鹿熊 安正君

景山俊太郎君	片山虎之助君
金田 勝年君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	亀井 郁夫君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
久野 恒一君	国井 正幸君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
谷川 秀善君	常田 享詳君
中川 義雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	長峯 基君
成瀬 守重君	野沢 太三君
野間 昶君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	溝手 顯正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君

山崎 正昭君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
久保 巨君	郡司 彰君
小林 元君	小山 峰男君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勲君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	平田 健二君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
前川 忠夫君	松崎 俊久君
松田 岩夫君	松前 達郎君
円 より子君	峰崎 直樹君
本岡 昭次君	篠瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
吉田 之久君	和田 洋子君
薬科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君

風間 純君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
続 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓一郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	阿曾田 清君
泉 信也君	入澤 肇君
扇 千景君	田村 秀昭君
高橋 令則君	月原 茂晴君
鶴保 庸介君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	星野 朋市君
渡辺 秀央君	岩本 莊太君
奥村 展三君	椎名 素夫君
菅川 健二君	田名部匡省君
堂本 晴子君	松岡満壽男君
水野 誠一君	山崎 力君
石井 一二君	西川きよし君
菅野 久光君	

反対者氏名

三五名

小宮山洋子君	阿部 幸代君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
笠井 亮君	小池 晃君
小泉 親司君	須藤美也子君
立木 洋君	富樫 練三君
西山登紀子君	橋本 敦君

国家公務員等の任命に関する件「司法制度改革審議会委員(北村敬子君、佐藤幸治君、高木剛君、中坊公平君及び吉岡初子君)」

賛成者氏名

二三四名

畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
大淵 絹子君	梶原 敬義君
旦下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 鶴君	照屋 寛徳君
福島 瑞穂君	淵上 貞雄君
山本 正和君	島袋 宗康君
中村 敦夫君	

木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公義君
久野 恒一君	国井 正幸君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 泰三君
斎藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
谷川 秀善君	常田 享祥君
中川 義雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	長峯 基君
成瀬 守重君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	溝手 顯正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 正昭君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君

足立 良平君	浅尾慶一郎君	但馬 久美君	統 訓弘君	松岡滿壽男君	水野 誠一君	齊藤 滋宣君	坂野 重信君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	山崎 力君	石井 一二君	清水嘉与子君	塩崎 恭久君
石田 美栄君	今井 澄君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	島袋 宗康君	西川きよし君	陣内 孝雄君	須藤良太郎君
今泉 昭君	海野 徹君	弘友 和夫君	福本 潤一君	菅野 久光君	中村 敦夫君	末広まきこ君	鈴木 政二君
江田 五月君	江本 孟紀君	益田 洋介君	松 あきら君			鈴木 正孝君	世耕 弘成君
小川 勝也君	小川 敏夫君	森本 晃司君	山下 栄一君			田浦 直君	田中 直紀君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	山本 保君	渡辺 孝男君			田村 公平君	竹山 裕君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君	阿部 幸代君	井上 美代君			谷川 秀善君	常田 享詳君
北澤 俊美君	久保 亘君	池田 幹幸君	市田 忠義君			中川 義雄君	中島 眞人君
郡司 彰君	小林 元君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君			中曾根弘文君	中原 爽君
小宮山洋子君	小山 峰男君	大沢 辰美君	笠井 亮君			仲道 俊哉君	長峯 基君
奥石 東君	佐藤 泰介君	小池 晃君	小泉 親司君			成瀬 守重君	野沢 太三君
佐藤 雄平君	齋藤 勲君	須藤美也子君	立木 洋君			野間 越君	南野知恵子君
櫻井 充君	笹野 貞子君	富樫 練三君	西山登紀子君			長谷川道郎君	橋本 聖子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君	橋本 敦君	畑野 君枝君			馳 浩君	畑 恵君
谷林 正昭君	千葉 景子君	八田ひろ子君	林 紀子君			服部三男雄君	林 芳正君
角田 義一君	寺崎 昭久君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君			日出 英輔君	平田 耕一君
内藤 正光君	直嶋 正行君	山下 芳生君	吉岡 吉典君			保坂三蔵君	真鍋 賢二君
平田 健二君	福山 哲郎君	吉川 春子君	大淵 絹子君			松谷倉一郎君	松村 龍二君
藤井 俊男君	堀 利和君	清水 澄子君	日下部禮代子君			三浦 一水君	溝手 顕正君
本田 良一君	前川 忠夫君	堀原 敬義君	谷本 纈君			岡野 裕君	森下 博之君
松崎 俊久君	松田 岩夫君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君			加納 時男君	森山 裕君
松前 達郎君	円より子君	阿曾田 清君	山本 正和君			矢野 哲朗君	山内 俊夫君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君	入澤 肇君	泉 信也君			山崎 正昭君	山下 善彦君
篠瀬 進君	柳田 稔君	田村 秀昭君	高橋 令則君			山本 一太君	依田 智治君
山下八洲夫君	吉田 之久君	月原 茂昭君	鶴保 庸介君			吉川 芳男君	吉村剛太郎君
和田 洋子君	薬科 満治君	戸田 邦司君	平野 貞夫君			若林 正俊君	脇 雅史君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	星野 朋市君	渡辺 秀央君			足立 良平君	浅尾慶一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君	岩本 莊太君	奥村 展三君			朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
加藤 修一君	風間 昶君	岩本 素夫君	菅川 健二君			石田 美栄君	今井 澄君
木庭健太郎君	沢 たまき君	田名部匡省君	堂本 曉子君			今泉 昭君	海野 徹君
白浜 一良君	高野 博師君					江田 五月君	江本 孟紀君

国家公務員等の任命に関する件「司法制度改革審議会委員(竹下守夫君)」

賛成者氏名

二三四名

反対者氏名

〇名

小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 巨君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
平田 健二君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君

森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
旦下部代子君	清水 澄子君
谷本 鶴君	照屋 寛徳君
福島 瑞穂君	測上 貞雄君
山本 正和君	阿曾田 清君
泉 信也君	入澤 肇君
扇 千景君	田村 秀昭君
高橋 令則君	月原 茂昭君
鶴保 庸介君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	星野 朋市君
渡辺 秀央君	岩本 莊太君
奥村 展三君	椎名 素夫君
菅川 健二君	田名部匡省君
堂本 曉子君	松岡満壽男君
水野 誠一君	山崎 力君
石井 一二君	島袋 宗康君
西川きよし君	皆野 久光君

反対者氏名

中村 敦夫君

一名

国家公務員等の任命に関する件「司法制度改革審議会委員(鳥居泰彦君、藤田耕三君及び水原敏博君)」

賛成者氏名

二二一名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	井上 吉夫君
井上 裕君	石井 道子君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩瀬 良三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡 利定君	岡野 裕君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	鹿熊 安正君
景山俊太郎君	片山虎之助君
金田 勝年君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	亀井 郁夫君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
久野 恒一君	国井 正幸君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君

末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
谷川 秀善君	常田 享詳君
中川 義雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	長峯 基君
成瀬 守重君	野沢 太三君
野間 赳君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	溝手 顕正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 正昭君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君

北澤 俊美君	久保 巨君	梶原 敬義君	日下部清代子君
郡司 彰君	小林 元君	清水 澄子君	谷本 義君
小宮山洋子君	小山 峰男君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君
興石 東君	佐藤 泰介君	洲上 貞雄君	山本 正和君
佐藤 雄平君	齋藤 勲君	阿曾田 清君	泉 信也君
櫻井 充君	笹野 貞子君	入澤 肇君	扇 千景君
高嶋 良充君	竹村 泰子君	田村 秀昭君	高橋 令則君
谷林 正昭君	千葉 景子君	月原 茂昭君	鶴保 庸介君
角田 義一君	寺崎 昭久君	戸田 邦司君	平野 貞夫君
内藤 正光君	直嶋 正行君	星野 朋市君	渡辺 秀央君
平田 健二君	福山 哲郎君	岩本 莊太君	奥村 展三君
藤井 俊男君	堀 利和君	椎名 素夫君	曾川 健一君
本田 良一君	前川 忠夫君	田名部匡省君	堂本 暁子君
松崎 俊久君	松田 岩夫君	松岡満壽男君	水野 誠一君
松前 達郎君	円より子君	山崎 力君	石井 一二君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君	島袋 宗康君	西川きよし君
篠瀬 進君	柳田 稔君	曾野 久光君	
山下八洲夫君	吉田 之久君		
和田 洋子君	薬科 満治君		
荒木 清寛君	魚住裕一郎君		
海野 義孝君	大森 礼子君		
加藤 修一君	風間 昶君		
木庭健太郎君	沢 たまき君		
白浜 一良君	高野 博師君		
但馬 久美君	続 訓弘君		
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君		
浜四津敏子君	日笠 勝之君		
弘友 和夫君	福本 潤一君		
益田 洋介君	松 あきら君		
森本 晃司君	山下 栄一君		
山本 保君	渡辺 孝男君		
大淵 絹子君	大脇 雅子君		

反対者氏名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	中村 敦夫君

二四名

国家公務員等の任命に関する件「司法制度改革審議会委員(三浦知壽子君)」賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君	谷川 秀善君	常田 享詳君
青木 幹雄君	井上 吉夫君	中川 義雄君	中島 真人君
井上 裕君	石井 道子君	中曾根弘文君	中原 爽君
石渡 清元君	市川 一朗君	仲道 俊哉君	長峯 基君
岩井 國臣君	岩城 光英君	成瀬 守重君	野沢 太三君
岩崎 純三君	岩瀬 良三君	野間 越君	南野知恵子君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	長谷川道郎君	橋本 聖子君
上野 公成君	海老原義彦君	馳 浩君	畑 恵君
尾辻 秀久君	大島 慶久君	服部三男雄君	林 芳正君
大野つや子君	太田 豊秋君	日出 英輔君	平田 耕一君
岡 利定君	岡野 裕君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
加藤 紀文君	加納 時男君	松谷蒼一郎君	松村 龍二君
狩野 安君	鹿熊 安正君	三浦 一水君	溝手 顯正君
景山俊太郎君	片山虎之助君	村上 正邦君	森下 博之君
金田 勝年君	釜本 邦茂君	森田 次夫君	森山 裕君
鎌田 要人君	龜井 郁夫君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
龜谷 博昭君	河本 英典君	山崎 正昭君	山下 善彦君
木村 仁君	岸 宏一君	山本 一太君	依田 智治君
北岡 秀二君	久世 公義君	吉川 芳男君	吉村剛太郎君
久野 恒一君	国井 正幸君	若林 正俊君	脇 雅史君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	松田 岩夫君	荒木 清寛君
佐々木知子君	佐藤 泰三君	魚住裕一郎君	海野 義孝君
斎藤 滋宣君	坂野 重信君	大森 礼子君	加藤 修一君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君	風間 昶君	木庭健太郎君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	沢 たまき君	白浜 一良君
末広まきこ君	鈴木 政二君	高野 博師君	但馬 久美君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君	続 訓弘君	鶴岡 洋君
田浦 直君	田中 直紀君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君
田村 公平君	竹山 裕君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
		福本 潤一君	益田 洋介君
		松 あきら君	森本 晃司君
		山下 栄一君	山本 保君

八四名

前川	忠夫君	松崎	俊久君
松前	達郎君	円	より子君
峰崎	直樹君	本岡	昭次君
築瀬	進君	柳田	稔君
山下	八洲夫君	吉田	之久君
和田	洋子君	藥科	滿治君
阿部	幸代君	井上	美代君
池田	幹幸君	市田	忠義君
岩佐	惠美君	緒方	靖夫君
大沢	辰美君	笠井	亮君
小池	晃君	小泉	親司君
須藤	美也子君	立木	洋君

八田ひろ子君	林	紀子君
筆坂	秀世君	宮本
山下	芳生君	吉岡
吉川	春子君	大淵
大脇	雅子君	梶原
日下部清代子君		清水
谷本	巍君	照屋
福島	瑞穂君	淵上
山本	正和君	島袋
皆野	久光君	中村
		敦夫君

幹水炉プロジェクトの実施のための資
 する日本国政府と朝鮮半島エネルギー
 の間の協定の締結について承認を求め
 (院送付)

石

阿南 一成君 阿部 正俊君
 青木 幹雄君 井上 吉夫君

一三三名

日程第一 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

贊成者氏名

一二三名

阿南 一成君
青木 幹雄君
阿部 正俊君
井上 吉夫君

井上 裕君	石井 道子君	石渡 清元君	市川 一朗君	岩井 國臣君	岩城 光英君	岩崎 純三君	岩瀨 良三君	岩永 浩美君	上杉 光弘君	上野 公成君	海老原義彦君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	大野つや子君	太田 豊秋君	岡野 裕君	岡 利定君	加藤 紀文君	加納 時男君	狩野 安君	鹿熊 安正君	景山俊太郎君	片山虎之助君	金田 勝年君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君	龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	河本 英典君	木村 仁君	岸 宏一君	北岡 秀二君	久世 公堯君	久野 恒一君	国井 正幸君	鴻池 祥肇君	小山 孝雄君	佐藤 泰三君	佐々木知子君	坂野 重信君	齊藤 滋宣君	塩崎 恭久君	清水嘉与子君	須藤良太郎君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君	世耕 弘成君	田中 直紀君	田浦 直君	田村 公平君	竹山 裕君	谷川 秀善君	常田 享詳君	中川 義雄君	中島 真人君	中曾根弘文君	中原 爽君	仲道 俊哉君	長峯 基君	成瀬 守重君	野沢 太三君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------

野間	越君	南野	知恵子君	長谷川	道郎君	橋本	聖子君	服部	三男雄君	林	芳正君	日出	英輔君	平田	耕二君	保坂	三藏君	真鍋	賢二君	松谷	蒼一郎君	松村	龍二君	三浦	一水君	瀧手	顯正君	村上	正邦君	森下	博之君	森田	次夫君	森山	裕君	矢野	哲朗君	山内	俊夫君	山崎	正昭君	山下	善彦君	山本	一太君	依田	智治君	吉川	芳男君	吉村	剛太郎君	若林	正俊君	脇	雅史君	足立	良平君	淺尾	慶一郎君	朝日	俊弘君	伊藤	基隆君	今井	澄君	今泉	昭君	海野	徹君	江田	五月君	江本	孟紀君	小川	勝也君	小川	敏夫君	岡崎	トミ子君	勝木	健司君	川橋	幸子君	木俣	佳丈君	北澤	俊美君	久保	巨君	郡司	彰君	小林	元君	小宮	山洋子君	小山	峰男君	興石	東君	佐藤	泰介君	佐藤	雄平君	齋藤	勁君	櫻井	充君	笹野	貞子君	高嶋	良充君	竹村	泰子君	谷林	正昭君	千葉	景子君	角田	義一君	寺崎	昭久君	内藤	正光君
----	----	----	------	-----	-----	----	-----	----	------	---	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	------	----	-----	---	-----	----	-----	----	------	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	------	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

直嶋 正行君	平田 健二君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
前川 忠夫君	松崎 俊久君
松田 岩夫君	松前 達郎君
円より子君	峰崎 直樹君
本岡 昭次君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
吉田 之久君	和田 洋子君
薬科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	阿部 幸代君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
精方 靖夫君	大沢 辰美君
笠井 亮君	小池 晃君
小泉 親司君	須藤美也子君
立木 洋君	富樫 練三君
西山登紀子君	橋本 敦君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	山下 芳生君

反対者氏名

石田 美栄君

一名

日程第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十三回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

賛成者氏名

二〇六名

吉岡 吉典君	吉川 春子君	岩井 國臣君	岩城 光英君	馳 浩君
大淵 綱子君	大脇 雅子君	岩崎 純三君	岩瀬 良三君	服部三男雄君
梶原 敬義君	日下部博代子君	岩永 浩美君	上杉 光弘君	日出 英輔君
清水 澄子君	谷本 鶴君	上野 公成君	海老原義彦君	保坂 三蔵君
照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	松谷蒼一郎君
淵上 貞雄君	山本 正和君	大野つや子君	太田 豊秋君	三浦 一水君
阿曾田 清君	泉 信也君	岡 利定君	岡野 裕君	村上 正邦君
入澤 肇君	扇 千景君	加藤 紀文君	加納 時男君	森田 次夫君
田村 秀昭君	高橋 令則君	狩野 安君	鹿熊 安正君	矢野 哲朗君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君	景山俊太郎君	片山虎之助君	山崎 正昭君
戸田 邦司君	平野 貞夫君	金田 勝年君	釜本 邦茂君	山本 一太君
星野 朋市君	渡辺 秀央君	鎌田 要人君	亀井 郁夫君	吉川 芳男君
岩本 莊太君	奥村 展三君	亀谷 博昭君	河本 英典君	若林 正俊君
椎名 素夫君	曾川 健二君	木村 仁君	岸 宏一君	足立 良平君
堂本 暁子君	松岡満壽男君	北岡 秀二君	久世 公堯君	朝日 俊弘君
水野 誠一君	山崎 力君	久野 恒一君	国井 正幸君	石田 美栄君
石井 一二君	島袋 宗康君	小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	今泉 昭君
西川きよし君	曾野 久光君	佐々木知子君	佐藤 泰三君	江田 五月君
中村 敦夫君		清水嘉与子君	塩崎 恭久君	小川 勝也君
		陣内 孝雄君	須藤良太郎君	岡崎トミ子君
		末広まきこ君	鈴木 政二君	川橋 幸子君
		鈴木 正孝君	世耕 弘成君	北澤 俊美君
		田浦 直君	田中 直紀君	郡司 彰君
		田村 公平君	竹山 裕君	小宮山洋子君
		谷川 秀善君	常田 享許君	興石 東君
		中川 義雄君	中島 眞人君	佐藤 雄平君
		中曾根弘文君	中原 爽君	櫻井 充君
		仲道 俊哉君	長峯 基君	高嶋 良充君
		成瀬 守重君	野沢 太三君	谷林 正昭君
		野間 勉君	南野知恵子君	角田 義一君
		長谷川道郎君	橋本 聖子君	内藤 正光君
				平田 健二君
				福山 哲郎君
				畑 恵君
				林 芳正君
				平田 耕一君
				真鍋 賢二君
				松村 龍二君
				澤手 顯正君
				森下 博之君
				森山 裕君
				山内 俊夫君
				山下 善彦君
				依田 智治君
				吉村剛太郎君
				脇 雅史君
				浅尾慶一郎君
				伊藤 基隆君
				今井 澄君
				海野 徹君
				江本 孟紀君
				小川 敏夫君
				勝木 健司君
				木俣 佳文君
				久保 巨君
				小林 元君
				小山 峰男君
				佐藤 泰介君
				齋藤 勤君
				笹野 貞子君
				竹村 泰子君
				千葉 景子君
				寺崎 昭久君
				直嶋 正行君
				福山 哲郎君

藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
染瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
梶原 敬義君	旦下部禮代子君
清水 澄子君	谷本 巍君
洲上 貞雄君	山本 正和君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂皓君	鶴保 廣介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 明市君	渡辺 秀央君
岩本 莊太君	奥村 展三君
椎名 素夫君	替川 健二君
田名部匡省君	堂本 曉子君

反対者氏名

二八名

松岡満壽男君	水野 誠一君
山崎 力君	石井 一二君
西川きよし君	菅野 久光君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大脇 雅子君
照屋 寛徳君	福島 瑞穂君
島袋 宗康君	中村 敦夫君

日程第三 職業安定法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇九名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	井上 吉夫君
井上 裕君	石井 道子君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩瀬 良三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君

大野つや子君	太田 豊秋君
岡 利定君	岡野 裕君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	鹿熊 安正君
景山俊太郎君	片山虎之助君
金田 勝年君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	亀井 郁夫君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
久野 恒一君	国井 正幸君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	坂野 重信君
清水嘉与子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まさこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
谷川 秀善君	常田 享許君
中川 義雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	長峯 基君
成瀬 守重君	野沢 太三君
野間 昶君	長谷川道郎君
馳 浩君	橋本 聖子君
服部三男雄君	畑 恵君
日出 英輔君	林 芳正君
保坂 三蔵君	平田 耕一君
松谷蒼一郎君	真鍋 賢二君
	松村 龍二君

三浦 一水君	溝手 顕正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 正昭君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勲君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
平田 健二君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	前川 忠夫君
松崎 俊久君	松田 岩夫君
松前 達郎君	円より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君

篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	廣科 滿治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜西津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
大測 絹子君	梶原 敬義君
日下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
測上 貞雄君	山本 正和君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 朋市君	渡辺 秀央君
岩本 莊太君	奥村 展三君
椎名 素天君	菅川 健二君
田名部匡省君	堂本 暁子君
松岡満壽男君	水野 誠一君
山崎 力君	石井 一二君
西川きよし君	菅野 久光君
中村 敦夫君	

反対者氏名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大脇 雅子君
福島 瑞穂君	島袋 宗康君

二六名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五八四四五
二番四号
東京港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

（本体） 本号二部

二五円
一〇円